

停 止

大阪府警察本部告示第 190 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 104 条の 2 第 1 項の規定に基づき、
次のとおり聴聞を行う。

令和 8 年 10 月 8 日

大阪府警察本部長

警視監 鎌田 徹郎



1 聴聞の期日

令和 8 年 10 月 22 日

2 聴聞の場所

大阪府門真市一番町 23 番 16 号

大阪府警察本部交通部門真運転免許試験場内

聴聞会場